

平成 21 月 11 月 12 日

<問い合わせ先>



関東運輸局自動車交通部旅客第 2 課

担当：星野、木部、福浪

電話：045-211-7246

配布先：国土交通記者会、横浜海事記者クラブ

神奈川県政記者クラブ

関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

銀座乗禁地区内タクシー乗り場の見直し及び優良タクシー乗り場の設置について

銀座地区におけるタクシー乗車禁止規制は、昭和 45 年 12 月に指定され以来 38 年が経過しております。当時の指定の趣旨を踏まえ、現状においても一定の成果を上げタクシー利用者の利便向上に寄与しているところです。

一方で、銀座地区周辺におけるタクシーの不適正客待ち等の問題については、従来から東京タクシーセンター等による街頭指導を実施し、是正を図ってきたところですが、昨年、不適正客待ち待機タクシーが交通渋滞を発生させ、一般公道を占拠し、他の交通を阻害した結果、警察当局による重点取締りが行われ、その状況がマスコミ等でも報じられました。

そのような状況に対して当局においても、警視庁、東京タクシーセンター、タクシー業界と改善対策を講じるための協議を行うとともに、地元関係者への説明・協議を行い、利用者の利便に配慮した銀座乗禁地区内タクシー乗り場の見直しを下記のとおり行うこととなりました。

また、銀座乗禁地区内タクシー乗り場の内 2 箇所を「優良タクシー乗り場」として指定し、JR新橋駅東口、JR東京駅丸の内北口、JR新宿駅西口地下と合わせて都内の優良タクシー乗り場は 5 箇所で開催することとなります。

なお、見直しを図ったタクシー乗り場については、当分の間、東京タクシーセンターが指導員を配置して輸送の安全等の秩序の維持に努めて参ります。

記

1. 実施日時

平成21年11月30日（月） 午後10時から

*実施日時以降、乗車禁止地区内タクシー乗り場の規制時間帯である土曜・日曜・祝日及び振り替え休日以外で午後10時から翌日午前1時までの間、「タクシー乗り場」及び「優良タクシー乗り場」として運用することとなります。

2. 銀座乗禁地区内タクシー乗り場の見直し概要

・ 現行 総乗り場数20カ所

一般タクシー乗り場9カ所、無線タクシー乗り場6カ所、ハイヤー乗り場5カ所

・ 変更 総乗り場数20カ所

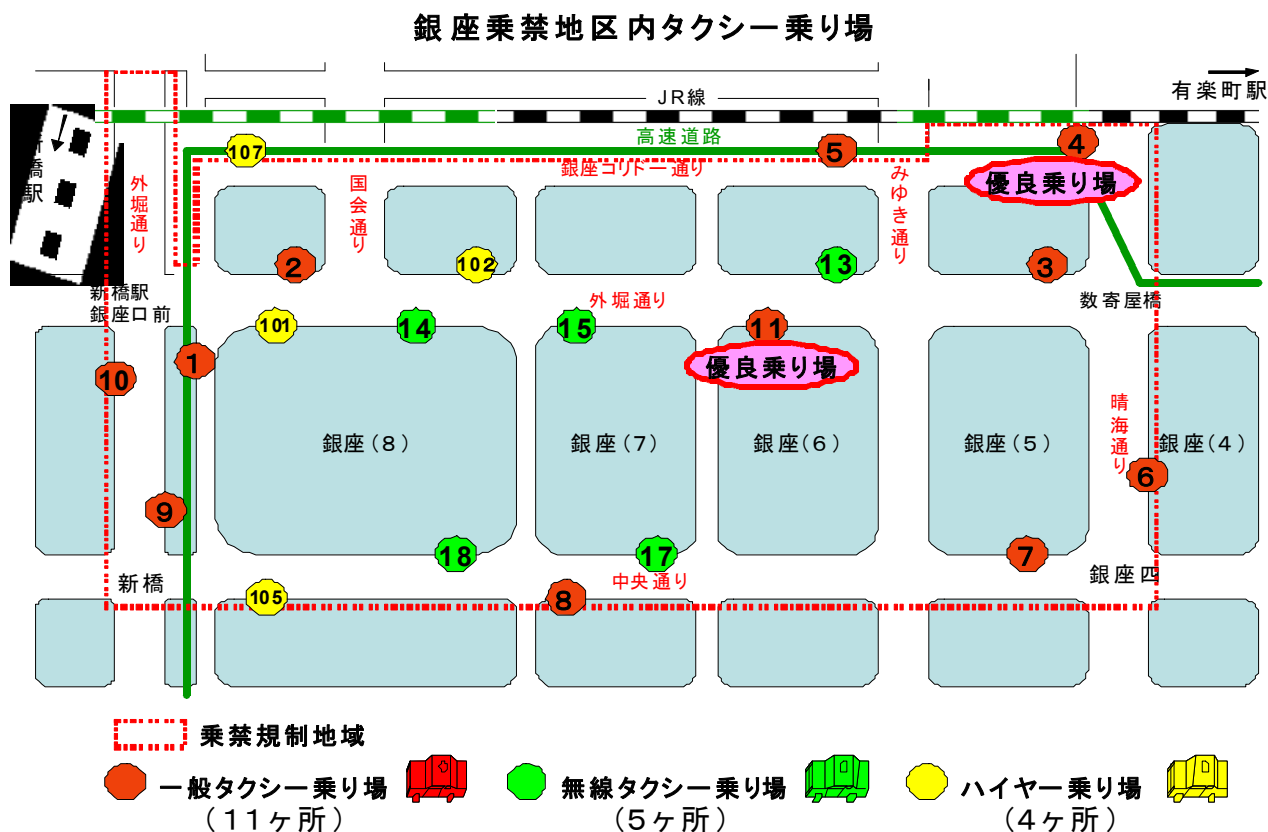
一般タクシー乗り場11カ所（新設2カ所⑤・⑪、内2カ所優良タクシー乗り場④・⑪）

無線タクシー乗り場5カ所（廃止1カ所、位置変更1カ所）

ハイヤー乗り場4カ所（廃止1カ所、位置変更1カ所）

3. 見直し後の銀座乗禁地区内タクシー乗り場

【変更後のタクシー乗り場の概要】



【参考】

「タクシー乗車禁止規制」について

銀座地区のように、輸送需要が集中的に発生することによって乗車拒否等の違反行為が頻繁に行われる可能性のある地区及び時間について、タクシー乗り場を指定して、旅客のタクシーへの乗車の秩序を確立させるとともにタクシーへの乗車を禁止する地区を指定することにより、タクシーによる運送の引き受けの適正化及び利用者利便の確保を図ることを目的とした規制です。

「優良タクシー乗り場」について

優良タクシー乗り場とは、安全・サービスの両面において一定の基準・評価を受けた運転者・事業者のみが入構することができるタクシー乗り場です。

優良タクシー乗り場への入構が認められるのは、(財)東京タクシーセンターの優良運転者表彰を受けた運転者、事業者ランク制度で優良評価(AA、A)を受けた事業者に所属し(財)東京タクシーセンターが承認した運転者、並びに個人タクシーの最高位「マスター(みつ星)」となります。



優良運転者表彰

(財)東京タクシーセンターの優良運転者表彰は、東京指定地域内(特別区、武蔵野市、三鷹市)のタクシー運転者で、道路運送法等に違反がなく接客態度良好で他の模範となる運転者を表彰するものです。



事業者ランク制度

(財)東京タクシーセンターの取り扱う指導事案及び苦情事案に加えて、利用者の求める情報として接客サービスに関する情報や安全に関する情報を評価対象項目とし、これらを「法令遵守面」「旅客接遇面」「安全管理面」の3面から法人事業者を評価するものです。



マスター(みつ星)

道路交通法等に違反がなく、高品位のサービスを提供する個人タクシーの最高ブランドとして、有識者により構成されたマスター認定委員会が認定した個人タクシーです。

